



# 海外交通・都市開発事業支援機構の活用について

平成27年1月19日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development

# 機構の概要



会社名

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(略称:JOIN)

所在地

東京都千代田区丸の内2-2-3

設立

平成26年10月20日

出資金

107億9750万円(政府:54億円 民間:53.975億円)

民間出資者  
の内訳

港湾空港総合技術センター	日本船主協会
海外エコシティプロジェクト協議会	日本造船工業会
海外建設協会	日本道路建設業協会
海外鉄道技術協力協会	日本物流団体連合会
全国空港ビル協会	日本民営鉄道協会
日本埋立浚渫協会	プレストレスト・コンクリート建設業協会
日本橋梁建設協会	日本高速道路インターナショナル
日本港運協会	三井住友信託銀行(信託口)

# 役員一覧



## 代表取締役 社長

### 波多野 琢磨

平成25年 Berwin Leighton Paisner（英国法律事務所）顧問  
平成21年 東洋エンジニアリング副社長  
平成18年 在アラブ首長国連邦特命全権大使  
平成14年 三菱商事顧問  
平成11年 国際協力銀行アジア・大洋州地域外事審議役

## 専務取締役

### 秋山 裕

平成20年 株式会社JALカード代表取締役副社長  
平成18年 三菱東京UFJ銀行執行役員 営業第一本部営業第二部長

## 社外取締役

### 竹内 敬介

日揮相談役

### 池田 良直

日本政策投資銀行企業金融第4部長

### 稲川 文雄

みずほ銀行グローバルプロジェクトファイナンス営業部部長

### 工藤 禎子

三井住友銀行執行役員 成長産業クラスターユニット長

### 松田 千恵子

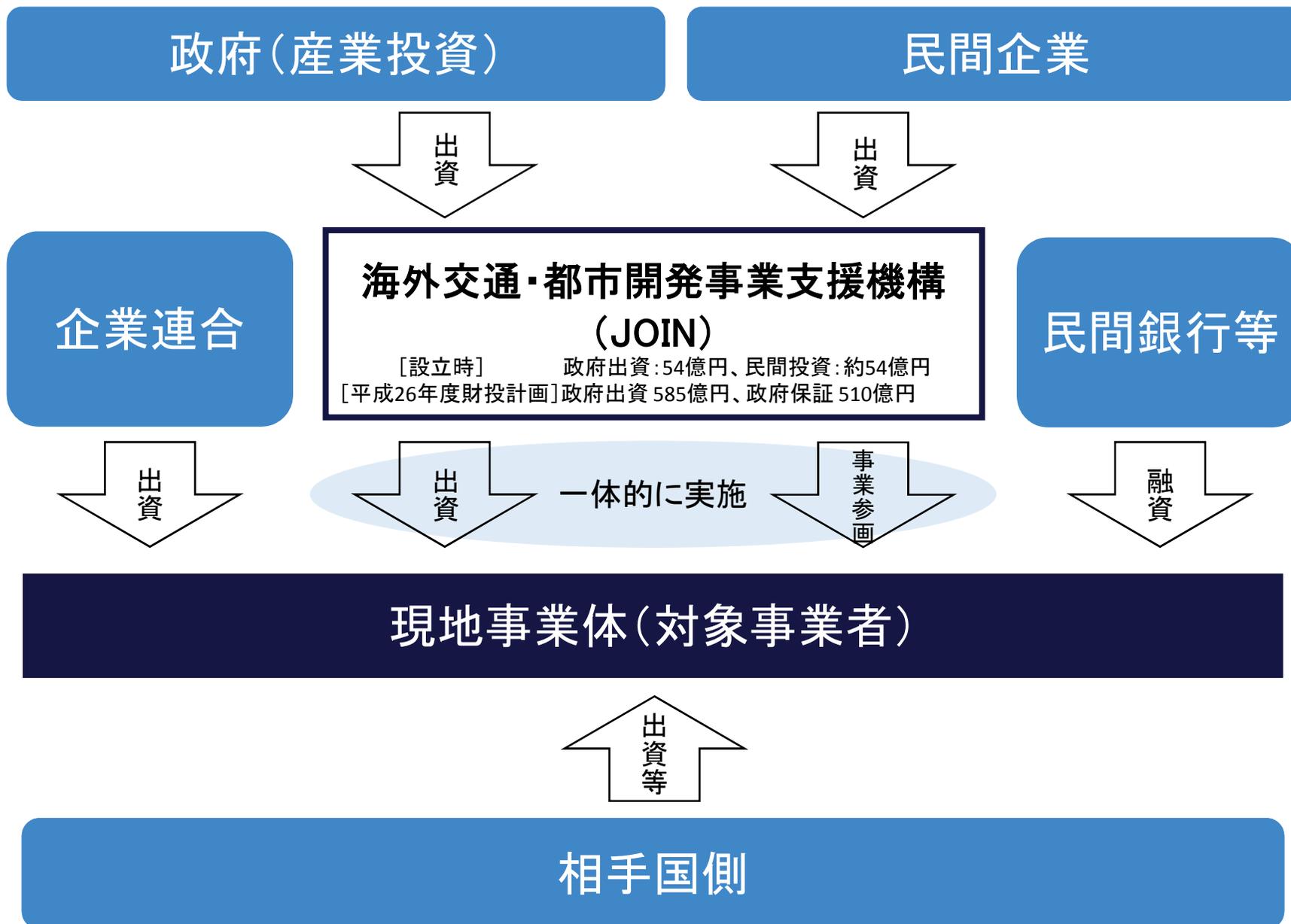
首都大学東京社会科学部研究科(大学院)教授

## 監査役

### 八尾 紀子

弁護士(TMI総合法律事務所)

# 機構の仕組み



# 機構の主な業務と役割



機構は、国と民間企業が出資して設立した、いわゆる官民ファンドである。日本企業や相手国企業により設立され、実際にプロジェクトを実施する現地事業体に対して以下の支援を行う。

## 民間との共同出資

- 共同出資によってリスクを分担するとともに、事業性向上によってファイナンス組成を円滑化

## 役員・技術者の派遣

- 現地事業体への人材派遣を行うことで商業リスクを軽減

## 事業に関する相手国との交渉

- 政府出資機関として参画することで、交渉力を強化し、政治リスクを軽減

これらの支援により、日本企業を後押しすることが可能となり、事業企画の拡大につながる。

# 想定される事業分野

## 高速鉄道



## 都市鉄道



## 高速道路



## 船舶海洋開発



## 港湾ターミナル



## 空港ターミナル



## 都市開発



画像については、国土交通省の資料及び東京地下鉄(株)ホームページより引用・加工

## 交通事業に該当する主な事業 ①

【株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法より】

第二条 この法律において「交通事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 鉄道車両、自動車、船舶又は航空機を使用して旅客又は貨物を運送する事業及び当該事業を利用して貨物の運送を行う事業

### 該当する主な事業

- 鉄道車両による旅客・貨物運送事業(LRTやモノレールを含む)
- 車両(バス・タクシー・トラック等)による旅客・貨物運送事業
- 船舶による旅客・貨物運送事業
- 航空機による旅客・貨物運送事業
  
- 上記を利用して行われる貨物利用運送事業

## 交通事業に該当する主な事業 ②

二 鉄道施設、道路、港湾、空港その他の国土交通省令で定める交通に関する施設の運営又は維持管理を行う事業(前号に掲げるものを除く。)

### 該当する主な事業

一般利用者や複数の事業者を対象とする以下の事業

- 鉄道施設、道路(高速道路、一般道路、自動車専用道路等)、港湾ターミナル、空港ターミナル、自動車ターミナル、倉庫、駐車場に係るサービスの提供、利用料の徴収、維持管理

## 都市開発事業に該当する主な事業 ①

2 この法律において「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であって、次に掲げる要件に該当するもの
  - イ 道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。
  - ロ 当該事業が行われる区域の面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

### 該当する主な事業

- 住宅、店舗、ホテル、オフィス等の建築物の建設
- 上記の建設に伴う敷地の整備
- 上記の建設と併せて行う道路、公園、下水道、広場等の公共施設の整備
- 建設後の建築物の分譲・賃貸
- 公共施設の管理

## 都市開発事業に該当する主な事業 ②

二 公園、下水道その他の都市機能の増進に資するものとして国土交通省令で定める施設の運営又は維持管理を行う事業

### 該当する主な事業

一般利用者や複数の事業者を対象とする以下の事業

➤ 公園、下水道に係るサービスの提供、利用料の徴収、維持管理

## 交通・都市開発事業を支援する事業①

3 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業をいう。

### 「これらの事業を支援する事業」とは

#### (1) 交通事業・都市開発事業に必要な施設又は役務を提供を行う事業

- 事業に必要な鉄道施設、道路、港湾、空港、自動車ターミナル、倉庫、駐車場の提供
- 事業に必要な鉄道車両、船舶、海洋インフラ等の提供
- 鉄道車両、船舶、自動車、航空機等の保守点検、清掃

#### (2) 交通事業・都市開発事業に付帯する事業

- 主に各事業の利用者を対象とした小売業、宿泊業、飲食サービス業 等

## 交通・都市開発事業を支援する事業②

### (3) 交通事業・都市開発事業において、運営又は維持管理を行う施設を整備する事業

- ・鉄道施設、道路などの交通に関する施設
  - ・公園、下水道などの都市機能の増進に資する施設
- について、運営又は維持管理を行うに当たり、当該施設を整備する事業

### (4) 交通事業・都市開発事業を行う事業者を統括する事業

- 海外において交通事業又は都市開発事業を行う複数の事業者のいわゆる持株会社(ホールディングカンパニー)を想定

### (5) 交通事業・都市開発事業に対して資金を供給する事業

- 投資家から資金を集め、交通事業や都市開発事業に出資する事業

# 支援基準の概要

## 名称

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準  
(平成26年10月14日国土交通省告示第981号)

## 根拠法・ 条文

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法

第二十四条 国土交通大臣は、機構が対象事業の支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとする。

## 目的

- 機構による支援について事業者の予見可能性を確保する。
- 経済合理性のない投資等を回避し、財政資金等を有効活用する。
- 国の政策との整合性を図る。

## 支援対象の基準 ①

支援対象となる対象事業は、以下の基準をいずれも満たすこととする。

### (1) 政策的意義

- 我が国の知識・技術・経験の活用、海外市場への事業者の参入促進
- 事業の受注又は円滑な運営のために機構による支援が有効であるとの見込み
- 我が国の外交政策・対外政策との調和
- 環境社会配慮

### (2) 民間事業者のイニシアチブ

- 海外展開に意欲のある事業者への後押し
- 民間事業者からの出資等の資金提供の見込み
- 民間事業者と連携の上、機構が事業参画を実施し、必要に応じて役員・技術者を派遣
- 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと

## 支援対象の基準 ②

### (3) 長期における収益性の確保

- 適切な経営体制の確保等
- 客観的な需要予測を含むデューデリジエンス、適切な支援等による長期収益の見込み
- 事業終了時における資金回収の蓋然性
- あらかじめ撤退に関する関係者間での取り決め

### (4) 他の公的機関との関係

- 他の公的機関(JBIC, JICA, NEXI等)による支援のみでの十分な実施が困難

## 機構が従うべき事項 ①

機構が対象事業支援を行うに当たっては、以下に掲げる事項のいずれにも従うこととする。

### (1) 運営全般

- 政策的意義に沿った効率的な運営
- 民業補完に徹する姿勢
- 支援に必要な組織体制構築、人材育成
- 相手国政府・企業等との交渉・調整
- 国に対する適時・適切な状況報告
- 対象事業等に関する定期的な検証
- 適切なリスク管理、関係者間のリスク共有

### (2) 投資規律の確保

- 適切な情報管理、情報開示
- 適切な体制構築による投資規律の確保及び迅速な案件処理
- 役職員が責任を持って業務を行う執行体制の整備
- 投資事業を行う組合等を経由した支援の場合における適切なフォローアップの実施等

## 機構が従うべき事項 ②

### (3) 機構の長期収益性

- 事業年度ごとの進捗状況・収益性の評価による長期収益性の確保
- 対象事業の業績が悪化した場合の改善措置の実施
- 改善が見込めない場合の方策検討
- 適切な分散投資

### (4) 機構への民間出資者等との関係

- 中立性等を確保する観点から適切な民間出資者等の構成
- 機構の業務執行の方針に関する民間出資者等からの意見聴取

### (5) その他

- 政府方針に従った運営
- 中小企業への支援、地方公共団体との連携

# 投資決定プロセスのイメージ

